

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等の医療費を助成しています

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を別にしていてる児童の健やかな成長と家庭の生計安定、自立促進のために支給される手当です。

◆支給対象者

- 次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の間の児童、障がいがある児童は20歳未満）を養育している父または母や、父または母に代わって養育している人。
- ① 父母が離婚した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母に一定の障がいがある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
 - ⑨ 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

ない児童

※該当している場合でも、障害年金や遺族年金などの公的年金を受ける場合や、児童福祉施設などに入所している場合などは、手当を受給できない場合があります。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の一部または全額の支給が停止されます

児童扶養手当支給月額	
対象児童数	手当額
1人	42,910円 ～10,120円
2人	53,050円 ～15,190円
3人以上	児童1人増すごとに 6,080円～3,040円 を加算した額

※平成31年4月1日現在の支給額

特別児童扶養手当

身体または精神に一定の障がいがある児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図る目的で支給される手当です。

◆支給対象者

身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している人

※該当している場合でも、児童が障がいや理由に公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している場合などは、手当を受給できません。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の支給が停止されます

◆支給月額（児童1人につき）

- 【1級】 5万2200円
- 【2級】 3万4770円

※平成31年4月1日現在の支給額

ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促すため、ひとり親家庭などの父や母、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいのある児童は20歳未満）などの医療費の一部が助成されます。

◆助成対象者

- ① 母子家庭、父子家庭の母または父およびその家庭の児童
- ② 父または母に一定の障がいがある家庭の児童およびその父または母
- ③ 父母が死亡または①、②に該当する

児童で、父母に養育されない児童とその児童を養育する人
※所得制限などにより、対象にならない場合があります

現況届・所得状況届・更新申請書の提出はお早めに

8月は「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する月です。提出をしないと、資格があっても手当が受けられなくなります。また、ひとり親家庭等の医療費助成を受けている人は、「更新申請書」を提出してください。

次のとおり、現況届・更新申請の受付時間を午後7時まで延長します。

※特別児童扶養手当は除きます
【本庁】 8月1日(木)・6日(火)・8日(木)・13日(火)・15日(木)
【各支所】 8月8日(木)



●問い合わせ

▼児童扶養手当・ひとり親家庭等の医療費助成について
こども課子育て支援室

☎53・2111（内線2553）

▼特別児童扶養手当について

福祉課福祉政策等
☎53・2111（内線2322）